

第 3 期

はだの男女共同参画プラン



平成 28 年（2016 年）4 月

秦 野 市

はじめに



男女共同参画社会とは、男女が互いに尊重しあい、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことであり、それは、男性にとっても女性にとっても生きやすい社会を創ることにつながります。

本市では、平成4年（1992年）に「はだの女性プラン」を策定して以来、市民、事業者の皆さまのご協力を得ながら体系的・計画的に事業を推進し、様々な場面で女性が活躍する姿が見られるようになりました。

しかし、少子・高齢社会の進展や人口減少社会の本格的な到来、経済・雇用情勢の急激な変化などの問題に対処し、活力ある持続可能な社会を築くためには、男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

このような中で「第3期はだの男女共同参画プラン」は、策定委員会の委員の方々をはじめ、市民その他関係の皆様からたくさんのお力添えをいただき、策定することができました。心から感謝を申し上げます。

今後は、本プランの効果的な推進を図り、男女共同参画社会の実現に向けて邁進してまいりますので、引き続き、皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成28年4月


秦野市長 古谷 義幸

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の策定にあたって	
2 基本理念と目標	
3 改定のポイント	
4 今後5年間の取組の方向性	
第2章 計画の概要	9
1 計画の位置づけ	
2 計画期間	
3 体系図	
第3章 計画の内容	15
基本方針1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことが できる環境をつくるために	17
(1) 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進	
(2) 安心して介護することができる環境の整備	
(3) 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援	
(4) 市民生活を支える相談窓口の充実	
(5) 災害時でも安心できる環境の整備	
基本方針2 男女がともに個々の能力を発揮して働くこと ができる環境をつくるために	29
(1) 市民、事業者に向けた情報及び学習機会の提供	
(2) 就業支援策の充実	

基本方針3	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が 生きることができる環境をつくるために	・・・	33
	(1) 人権侵害問題に対する意識啓発の推進		
	(2) 被害を受けた者に対する支援体制の充実		
	(3) 配偶者等からの暴力を受けた者に対する支援の充実		
	(4) 生涯を通じた健康支援		
基本方針4	男女共同参画に対する理解を深めるために	・・・	40
	(1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実		
	(2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進		
基本方針5	男女共同参画社会の実現を着実に進めるために	・・・	43
	(1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理		
	(2) 方針決定過程における女性の登用の促進		
	(3) 各機関と連携した事業の推進		
	(4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組と 職員一人ひとりの意識啓発の推進		
第4章	市民及び事業者の役割と行動指針	・・・	49
	1 市民の役割・行動指針		
	2 事業者の役割・行動指針		
附属資料			
1	男女共同参画をめぐる本市の状況	・・・	55
2	用語解説	・・・	63
3	男女共同参画社会へのあゆみ	・・・	66
4	秦野市男女共同参画計画策定委員会規則・委員名簿	・・・	83

第1章



計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって

国においては、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会、いわゆる男女共同参画社会の実現に向け、平成11年（1999年）の男女共同参画社会基本法を始めとする関係法令の整備や施策の推進を通して、機運の高まりや女性の社会進出が進んできました。

しかしながら、実生活においては、いまだ男女平等になっているとは言い難い状況が続いています。少子高齢化の進行、回復の兆しが見られると言われているものの長引く経済の低迷、家族や地域社会の変化等に伴い、様々な側面の課題が存在しており、多くの地方自治体にとって、出生率の低下や大都市への人口流出は喫緊の課題です。将来にわたり持続可能な活力ある地域社会を構築するためには、男女共同参画社会の実現により、生み育て、暮らしやすいまちづくりが求められます。

このような中で、真に実効性のある取組とするため、国では平成27年（2015年）8月、女性の採用・登用・能力開発のための事業主行動計画の策定を義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を成立させ、さらに同年12月には第4次男女共同参画基本計画を策定し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

一方、本市においては平成4年（1992年）に「はだの女性プラン」を策定して以来、社会情勢の変化に伴う課題に対応するため、4度の改定を行い、男女共同参画社会の着実な推進を目指し、計画的に事業を実施してきました。

今回計画の期間終了に伴い、各施策の進捗状況、国の動きや社会情勢の変化を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を推進するための取組の指針として、「第3期はだの男女共同参画プラン」を策定しました。

2 基本理念と目標

本プランは、男女共同参画社会基本法第3条（男女の人権の尊重）、第4条（社会における制度又は慣行についての配慮）、第5条（政策等の立案及び決定への共同参画）、第6条（家庭生活における活動と他の活動の両立）を基本理念として、「男女が互いを尊重し、協力し、助け合うことができる社会」の実現を目指します。

【男女共同参画社会の形成に当たって配慮すべきこと】

◇男女共同参画基本法より抜粋

第3条 男女の人権の尊重	・個人としての尊厳が重んじられること。 ・性別による差別的扱いを受けないこと。 ・個人として能力を発揮する機会が確保されること。 ・その他男女の人権が尊重されること。
第4条 社会における制度 又は慣行について の配慮	・社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとする事。
第5条 政策等の立案及び 決定への共同参画	・男女が社会の対等な構成員として、地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
第6条 家庭生活における 活動と他の活動の 両立	・家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。



《目 標》

- ◇自らの意思であらゆる分野の活動に参画できる環境づくりを進めます。
- ◇責任を分かち合い、男女が対等なパートナーとして認め合うことができる意識づくりを進めます。

3 改定のポイント

前回のプランでは選択と集中により、事業を絞り込んで実施し、「男女共同参画」をはじめとする言葉の認知度や意識の高まりについては、一定の成果は見られるものの、職業分野においてはまだ十分であるとは言えません。

そのため、今回のプランにおいては、社会情勢の変化や、国の動き、本市の各種アンケート調査等の結果を踏まえて改訂し、男女共同参画の視点から暮らしやすい地域づくりを行うことを目的として、引き続き、「仕事と生活の

調和（ワーク・ライフ・バランス）※の推進」を中心的事項に位置付け、今後5年間で取り組むべき事業として本計画を策定しました。また、今回は事業等の達成状況をよりわかりやすくするため、可能な限り指標を設定しています。

◆これまでのプランの策定経過



4 今後5年間の取組の方向性

(1) 人口の推移と見通し

本市の人口は、昭和30年（1955年）の市制施行当時の約5万人から平成12年（2000年）の168,142人に至るまで一貫して増加を続け、その後は横ばい傾向が続きましたが、平成18年（2006年）以降は転入者が転出者を上回る状況（社会増）となり、平成21年（2009年）1月には17万人を超えました。しかし、平成22年（2010年）9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）1月1日現在、168,732人となっています。

総人口に占める年代別の割合は、年少人口（0歳から14歳）が減少する一方で、老年人口（65歳以上）は全体の25.3%を占めるまでに増加し、少子高齢化が進んでいることが分かります。

秦野市人口ビジョン（平成28年3月策定）における平成32年（2020年）の人口は、166,000人程度になるものと想定しています。

【総人口及び年齢3区分別人口】

区 分		実績値				予測値
		平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)
総人口		168,142人	168,317人	170,145人	168,732人	166,169人
内 訳	0～14歳	23,649人	22,028人	21,281人	20,348人	19,189人
	比率	14.1%	13.1%	12.5%	12.1%	11.5%
	15～64歳	123,545人	119,623人	113,277人	104,648人	98,857人
	比率	73.5%	71.1%	66.6%	62.0%	59.5%
内 訳	65歳以上	20,909人	26,502人	34,575人	42,724人	48,123人
	比率	12.4%	15.7%	20.3%	25.3%	29.0%

（注）10月1日の人口、ただし、平成27年（2015年）は1月1日の人口

（注）平成12年から27年までの総人口は、年齢不詳分を含んでいるため、内訳の合計と一致しない年があります。

(2) 取組の方向性

少子高齢化が進展し、生産年齢人口（15～64歳）が減少する中で、地域の活力を維持するためには、女性を始めとする多様な人材を活用することが必要です。このことは、単に人手を確保するということを意味するものではなく、多様化する生活者ニーズに対応していくうえで必要不可欠な要素となっています。

しかしながら、現実には、男性を中心とする長時間労働や出産・育児等を理由に離職せざるを得ない女性が多いという問題があり、多様な人材を活用するためには、誰もが自らのバランスで仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとることができる仕組みづくりを行う必要があります。

そのために必要となる施策は多岐に渡りますが、その中でも子育て環境の整備は、少子高齢化や労働者不足の問題解決にとっても重要な施策の一つであり、市民に対して行ったアンケート調査の結果においても、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に進めるべき施策として、「保育所の実現など子育て環境の整備」が最上位に挙げられています。

本計画では、「職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくること」を基本方針の一番目の柱とし、「良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援」を施策として位置付け、地域全体で子どもたちの成長を支え、安心して子どもを産み、男女が共に喜びと責任をもって子育てができる、より良い環境づくりに取り組みます。



